

2019年6月3日

株 主  
大阪市 御中

大阪市西区九条南一丁目12番62号  
**大阪市高速電気軌道株式会社**  
代表取締役社長 河井 英明

## 第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2019年6月26日（水曜日）13時30分  |
| 2. 場 所          | 大阪市西区九条南一丁目12番62号<br>当社 本社4階第3会議室  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第2期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項            |  |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案           | 取締役9名選任の件  |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大阪市内及びその周辺において、公共性の高い地下鉄事業を中心に事業展開を行っており、今後、地下鉄事業以外の新たな柱となる事業の創出、公営企業から成長を追求する株式会社への変革を推進するとともに、「地下鉄事業 株式会社化（民営化）プラン」にもとづき配当を行うことといたします。

これにより、配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の23.81%相当として、普通株式1株につき864円とさせていただきたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金 864 円

総額 8,101,398,816 円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	河井 英明 (1954年9月1日生)	1977年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2012年6月 同社 常務取締役（経理・財務担当） 2013年4月 同社 常務取締役 （経理・財務担当、全社コストハラスターズプロジェクト担当） 2014年4月 同社 代表取締役専務 （経理・財務担当、全社コストハラスターズプロジェクト担当） 2017年6月 同社 顧問 2018年4月 当社 代表取締役社長（現任）
2	西口 進 (1957年11月30日生)	1980年4月 大阪市採用 2005年11月 大阪市交通局 自動車部長 2009年9月 同 総務部長 2012年4月 同 理事兼鉄道事業本部長、総務部長 2012年6月 同 理事兼鉄道事業本部長 2012年8月 同 理事兼鉄道事業本部長、民営化推進室長 2012年11月 同 民営化推進室長 2016年4月 同 経営管理本部長 2018年4月 当社 常務取締役（現任）
3	中村 和浩 (1962年2月13日生)	1985年4月 大阪市採用 2009年4月 大阪市交通局 経営企画担当部長 2011年4月 同 鉄道事業本部運輸部長 2018年4月 当社 取締役（現任）  （重要な兼職の状況） 株式会社スルッとKANSAI 代表取締役（現任）
4	西野 肇 (1966年8月10日生)	1992年4月 大阪市採用 2016年4月 大阪市交通局 経営管理本部職員部長兼民営化推進室企画担当部長 2017年7月 同 経営管理本部職員部長 2018年4月 当社 取締役（現任）

5	おかはし かずしげ 岡橋 和成 (1963年5月5日生)	1986年4月 大阪市採用 2011年4月 大阪市交通局 経営企画担当部長 2012年8月 同 事業管理本部経営管理部長兼民営化推進室企画担当部長 2013年4月 同 事業管理本部経営管理部長 2014年4月 同 経営管理本部経営管理部長兼経理部長 2017年4月 同 経営管理本部経営管理部長 2018年4月 当社 取締役 (現任)
6	【新任】 ありま ひろひさ 有馬 宏尚 (1959年10月10日生)	1982年4月 大阪市採用 2006年4月 大阪市交通局 経営企画担当部長 2009年4月 同 職員部長 2009年9月 同 自動車部長 2012年6月 同 総務部長 2013年4月 同 事業管理本部総務部長兼営業部長 2013年7月 同 事業管理本部総務部長 2014年4月 同 経営管理本部総務部長兼調達部長 2015年4月 同 経営管理本部総務部長 2016年4月 同 民営化推進室長兼監査室長 2017年7月 同 民営化推進室長兼自動車部長 2018年4月 大阪シティバス株式会社 代表取締役会長 (現任)
7	【新任】 まちの かずみち 町野 和道 (1958年3月23日生)	1980年4月 大阪市採用 2004年4月 同 港湾局副理事(株式会社ユー・エス・ジエイ派遣) 2006年4月 同 計画調整局都市プロモーション担当部長兼 広報報道室広報企画担当部長 2008年4月 同 情報公開室市民情報部長 2009年4月 同 政策企画室秘書部長 2011年4月 大阪地下街株式会社顧問 2011年6月 同 取締役副社長 2015年6月 同 代表取締役社長 (現任)

8	<p>おく よしみつ 奥 義光 (1949年 8 月 24 日生)</p>	<p>1974年 4 月 帝都高速度交通営団 入団 2000年 3 月 同営団 総合企画室長 2002年 4 月 同営団 理事 (人事担当) 2004年 4 月 東京地下鉄株式会社 常務取締役 (鉄道本部長) 2007年 6 月 同社 代表取締役副社長 (社長補佐・鉄道本部長) 2011年 6 月 同社 代表取締役社長 2017年 6 月 同社 取締役相談役 (現任) 2017年 6 月 ベトナム東京メトロ一人有限責任会社 会長 (現任) 2018年 4 月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>東京地下鉄株式会社 取締役相談役 ベトナム東京メトロ一人有限責任会社 会長</p>
9	<p>いけじま けんじ 池島 賢治 (1957年 1 月 22 日生)</p>	<p>1981年 4 月 大阪ガス株式会社 入社 2007年 6 月 同社 理事 エンジニアリング部長 2010年 6 月 同社 執行役員 社団法人日本ガス協会出向 2012年 4 月 同社 常務執行役員 ガス製造・発電事業部長 2012年 6 月 同社 取締役 常務執行役員 ガス製造・発電事業部長 2014年 4 月 同社 取締役 常務執行役員 導管事業部長 2016年 4 月 同社 取締役兼株式会社OGCTS取締役会長 2016年 6 月 同社 顧問兼株式会社OGCTS取締役会長 (現任) 2018年 4 月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>大阪ガス株式会社 顧問 株式会社OGCTS取締役会長 公益財団法人 京都大学教育研究振興財団 監事 一般社団法人 日本エネルギー学会 理事 公益財団法人 関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団 評議員</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 奥義光氏及び池島賢治氏は社外取締役候補者であります。  
3. 奥義光氏及び池島賢治氏を社外取締役候補者とした理由は、両名ともに、長年にわたって企業の経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つことから、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断したことによるものです。  
4. 奥義光氏及び池島賢治氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。  
5. 当社は、奥義光氏および池島賢治氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

# 事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

大阪市営交通は、1903年（明治36年）に日本初の公営路面電車を開業し、地下鉄事業を1933年（昭和8年）に御堂筋線の梅田～心斎橋間で開業して以来、長きにわたって大阪のまちづくりとともに歩んでまいりました。

この地下鉄事業を、将来にわたり持続し発展させていくために、2018年（平成30年）4月1日、大阪市から現物出資を受け、地下鉄事業を事業承継し、新たな組織として大阪シティバス株式会社、株式会社大阪メトロサービス、大阪地下街株式会社および株式会社ドーチカを子会社とする当社グループ（企業集団）を形成し、事業を展開していくこととしました。

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復基調が続きました。

当社グループは、7月に民営化後最初の経営指針となる「Osaka Metro Group 2018-2024年度 中期経営計画」を公表しております。本計画は、第二の創業として、鉄道以外の新たな柱となる事業の創出、公営企業から成長を追求する株式会社への変革を完遂させるため、7カ年にわたる中期計画とし、本計画のもと「個々の事業戦略強化」「グループシナジー創出」「経営基盤確立」を重点施策として事業を推進してきました。

また、12月には中期経営計画の具体化の第一弾として、当社が全社を挙げて目指すべき基本コンセプト「社会生活インフラ×活力インフラ」とともに、「地下空間の大規模改革」と「夢洲開発への参画」について発表しました。

その他、2018年度の主な取り組みとして、利用者の安全対策として東梅田駅・堺筋本町駅でのホーム柵設置工事（2019年度内に完成予定）、防災対策として耐震補強工事や津波浸水対策工事を推進しました。また、利用者の利便性の向上として中央線の終発延長、バスの運行サービスへの拡充に着手（2019年4月に3系統で増便）のほか、梅田駅に新店舗をオープンし、さらには朝潮橋元職員公舎を賃貸住宅へリノベーションして民間に提供するなど、中期経営計画の着実な実施に取り組んでいます。

このような状況のもと、当連結会計年度の営業収益は1,862億円となり、営業利益は473億円となりました。さらに営業利益に営業外損益を加減した経常利益は444億円となり、これに特別損益を加減し、法人税等および非支配株主に帰属する当期純利益を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は340億円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は 315 億円で、その主なものは次のとおりであります。

### ①当連結会計年度中に完成した主な工事

バリアフリー設備新設工事（エレベーター 1 駅 1 基、エスカレーター 1 駅 2 基）  
新造車両（御堂筋線 20 両、南港ポートタウン線 28 両）  
津波浸水対策工事（30 駅）  
耐震補強工事

### ②当連結会計年度継続中の主な工事

バリアフリー設備新設工事（エレベーター 8 駅 11 基、エスカレーター 1 駅 1 基、多機能トイレ 1 駅）  
ホーム柵設置工事（22 駅）  
新造車両（御堂筋線 90 両）  
駅グランドリニューアル（4 駅）  
津波浸水対策工事  
耐震補強工事

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達として、2018 年 4 月に大阪市交通局から継承した短期借入金 4,550 億円の償還に充てるため、金融機関から所要の借入等を行いました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は 4,005 億 17 百万円となりました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会・経済環境の変化に対応していくこと、及び 7 月に策定した中期経営計画において、その進捗を継続して確認するとともに、毎年度事業戦略を練り直し、目指す売上・利益水準を高め続けることで、活動内容を継続的に進化させることとしていることから、前回計画を改訂し、2019 年 4 月に「Osaka Metro Group 2018-2025 年度 中期経営計画」を策定しました。なお、万博開催が決定したことを踏まえ、事業発展の契機と捉えて、2024 年度までの計画を 1 年延ばし、2025 年度までの計画に改訂しました。

2019 年度については、今後の飛躍に向けた「仕込み」の 1 年であると同時に、株式会社としての本格稼働の初年度と位置づけ、「安全・安心の徹底強化と利便性向上」、「大阪の活力向上に貢献する新たな事業展開の仕込み」、「グループ経営基盤の強化」に取り組むこととし、将来にわたり Osaka Metro Group の持続的な成長を実現させていきたいと考えています。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第1期 2017年度	第2期 2018年度
営業収益（百万円）	—	186,234
経常利益（百万円）	—	44,470
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	—	34,012
1株当たり当期純利益	—	3,627.40円
総資産（百万円）	—	1,007,543
純資産（百万円）	—	523,402

②当社の財産及び損益の状況

区分	第1期 2017年度	第2期 2018年度
営業収益（百万円）	—	164,533
経常利益（百万円）	△40	39,867
当期純利益（百万円）	△41	32,000
1株当たり当期純利益	△11,727.14円	3,412.75円
総資産（百万円）	127,067	977,189
純資産（百万円）	133	509,353

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況（2019年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大阪シティバス株式会社	10百万円	65.33%	自動車運送業
株式会社大阪メトロサービス	50百万円	100.00%	地下鉄駅業務、乗車券発売の受託及び広告業
大阪地下街株式会社	80百万円	53.73%	地下街の管理及び賃貸



(7) 主要な事業内容及び事業所（2019年3月31日現在）

事業内容	主要な事業所または施設
鉄軌道事業	営業キロ 137.8km、駅数 133 駅、車両数 1,364 両
自動車運送業	車両数 557 両、営業所 7カ所
地下街の管理及び賃貸	ホワイティうめだ、なんばウォーク等

(8) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数 6,383[66]名

(注) 1. 就業人員数を記載しております。

2. 臨時従業員は [ ] 内に当会計年度の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
4,971[17]名	48.8 歳	28.1 年

(注) 1. 就業人員数を記載しております。

2. 臨時従業員は [ ] 内に当会計年度の平均人員を外数で記載しております。

3. 平均勤続年数は、大阪市交通局における勤続期間を含み、大阪市の退職派遣者及び再雇用者を除いた従業員のものであります。

(9) 事業の譲渡等

当社は2018年4月1日付で、大阪市より交通局の営む地下鉄事業を現物出資により承継しております。

2019年1月1日付で、当社は100%子会社の株式会社大阪メトロサービスに広告掲出事業を吸収分割により承継させました。

(10) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三菱 UFJ 銀行	81,258
株式会社三井住友銀行	81,000
株式会社みずほ銀行	72,064
株式会社りそな銀行	66,129

2. 当社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 9,376,619株  
 (3) 株主数 1名  
 (4) 大株主 大阪市

3. 当社の取締役および監査役に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当
代表取締役社長	河井 英明	戦略本部長
代表取締役副社長	塩谷 智弘	法務・総務部、安全監理部、グループ監査部担当 ・経営リスク管理統括 ・エンジニアリング事業推進
常務取締役	西口 進	経理部、調達部担当 ・経営コスト削減推進 ・シェアードサービス推進
取締役	岡橋 和成	都市開発事業本部長 えきまち事業部長 ・都市開発事業統括 ・広告事業統括 ・グループシナジー創出推進
取締役	中村 和浩	鉄道事業本部長 鉄道事業本部副本部長 ・お客さま価値向上推進 ・ポイントカード導入推進 （重要な兼職の状況） 株式会社スルッとKANSAI 代表取締役
取締役	植林 俊光	地下空間イノベーション推進部長 先端技術研究所長
取締役	西野 肇	戦略本部副本部長 人事戦略部長 広報戦略部長 人事部長 ・リテール事業統括 ・意識改革推進 ・ブランド価値向上推進

地位	氏名	担当
取締役	奥 義光	
取締役	池島 賢治	
監査役	京極 務	
監査役	山口 利昭	
監査役	小川 泰彦	

- (注) 1. 取締役奥義光氏および池島賢治氏は社外取締役であります。
2. 監査役山口利昭氏および小川泰彦氏は社外監査役であります。
3. 2018年11月1日、組織改正により、代表取締役社長河井英明氏の分掌業務に戦略本部長を追加いたしました。
4. 2018年4月1日付けで代表取締役副社長塩谷智弘氏の分掌業務を新規事業、人事部、監査室、CSR、コンプライアンス担当としたのち、2018年8月1日、組織改正により、法務・総務部、安全監理部、グループ監査部、経営リスク管理統括、エンジニアリング事業推進担当といたしました。
5. 2018年4月1日付けで常務取締役西口進氏の分掌業務を管理本部長（総務部、財務部及び調達部）としたのち、2018年8月1日、組織改正により、経理部、調達部、経営コスト削減推進担当といたしました。その後、2018年10月1日の組織改正により、シェアードサービス推進担当を追加いたしました。
6. 2018年4月1日付けで取締役岡橋和成氏の分掌業務を経営戦略室長（経営戦略・グループ戦略部及び新規事業開発部）としたのち、2018年8月1日、組織改正により、都市開発事業本部長、都市開発事業統括、グループシナジー創出推進担当といたしました。その後、2018年10月1日の組織改正により、えきまち事業部長、広告事業総括を追加いたしました。
7. 2018年4月1日付けで取締役中村和浩氏の分掌業務を鉄道事業本部長、鉄道事業本部副本部長（統括部、駅務部、運転部及び営業部）、安全推進室長としたのち、2018年8月1日、組織改正により、鉄道事業本部長、鉄道事業本部副本部長（統括部、駅務部、運転部及び営業部）、お客さま価値向上推進、ポイントカード導入推進担当といたしました。その後、2018年10月1日の組織改正により、鉄道事業本部長、鉄道事業本部副本部長、お客さま価値向上推進、ポイントカード導入推進担当といたしました。
8. 2018年4月1日付けで取締役植林俊光氏の分掌業務を鉄道事業本部副本部長（電気部、車両部、工務部及び建築部）としたのち、2018年8月1日、組織改正により、鉄道事業本部副本部長（統括部、電気部、車両部、工務部及び建築部）、えきまち事業部長、地下空間CDOといたしました。その後、2018年10月1日の組織改正により、地下空間イノベーション推進部長、先端技術研究所長といたしました。

9. 2018年4月1日付けで取締役西野肇氏の分掌業務を人事部長（人事労務、厚生）としたのち、2018年8月1日、組織改正により、経営企画部長、人事部長、リテール事業統括、意識改革推進、ブランド価値向上推進担当といたしました。その後、2018年10月1日の組織改正により都市開発事業本部えきまち事業部担当部長を追加したのち、2018年11月1日の組織改正により、戦略本部副本部長、人事戦略部長、広報戦略部長、人事部長、リテール事業統括、意識改革推進、ブランド価値向上推進担当といたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役奥義光氏および池島賢治氏、監査役京極務氏、山口利昭氏および小川泰彦氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	136百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (15百万円)
計	12名	160百万円

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職内容
社外取締役	奥 義光	東京地下鉄株式会社 ベトナム東京メトロ一人有限責任会社	取締役相談役 会長
	池島 賢治	株式会社OGCTS 大阪ガス株式会社 公益財団法人 京都大学教育研究振興財団 一般社団法人 日本エネルギー学会 公益財団法人 関西エネルギー・リサイクル科学研究振興財団	取締役会長 顧問 監事 理事 評議員

区分	氏名	兼職先	兼職内容
社外監査役	山口 利昭	大東建託株式会社	社外取締役
	小川 泰彦	株式会社ノーリツ	社外取締役(監査等委員)
		株式会社大阪取引所	社外監査役

## ②当年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	奥 義光	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 14 回 (93%) に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
	池島 賢治	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち全回 (100%) に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	山口 利昭	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 13 回 (87%)、監査役会 13 回のうち 12 回 (92%) に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	小川 泰彦	当事業年度開催の取締役会 15 回のうち 14 回 (93%)、監査役会 13 回のうち全回 (100%) に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

## 4. 当社の会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	金額
報酬等の額	57 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79 百万円

(注)．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、内部統制構築支援業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

監査役は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積金額の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当する場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に召集される株主総会に報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性、その他職務の実施に関する状況を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、設立当初の 2018 年 4 月 1 日開催の取締役会において、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に定めるいわゆる「内部統制システム」に関する基本方針を決定し、これに基づく内部統制システムの早急な整備に取り組んでまいりました。さらに、基本方針について現況等を踏まえて見直しを行い、2019 年 3 月 27 日開催の取締役会において、以下のとおり決定しております。

(1) 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- ・ 内部統制システムを実効化する組織及び規則を整備する。
- ・ 取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ 内部監査を所管する部門（以下「内部監査部門」という。）を設置し、職務執行が適正であるか、確認する。
- ・ 内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の早期発見及び是正を図る。
- ・ 財務報告の信頼性確保のための内部統制を整備する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書及び情報の取扱いに関する規則を定め、職務の執行にかかる文書及び情報を保存し、管理する。
- ・ 取締役及び監査役は、いつでも、前項の文書及び情報を閲覧、謄写又は複写することができる。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 取締役は、各リスクの重大性を適切に評価した上で、リスク管理を行う。
  - ・ リスク管理担当取締役は、全社横断的にリスク管理状況のモニタリングを行う。
  - ・ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、速やかにリスク管理担当取締役に報告、関係各所に情報伝達し、適切な処置を講じる。
- (4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
- ・ 合理的な経営判断及び全社的な経営課題の議論のため、「経営会議」を設置する。
  - ・ 職務執行に関する権限及び責任については、社内規則において明文化する。
  - ・ 業務が正確かつ効率的に行われる体制を整備する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ グループ会社から当社へ協議・連絡・報告を行う体制を整備する。
  - ・ グループ会社のリスク管理体制の運用状況を定期的に把握する。
  - ・ グループ会社の業務が正確にかつ効率的に行われる体制の整備を支援する。
  - ・ 当社の内部通報制度に、グループ会社の業務に関するものを対象に含める。
  - ・ 当社の内部監査部門において、グループ会社の内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役を補助する事務局（以下、「監査役スタッフ」という。）を設置する。
  - ・ 監査役スタッフの職務分掌については、監査役会規則で定め、監査役スタッフに対する職務命令権者は監査役とし、監査役スタッフは、執行機関の使用人を兼ねることができない。
  - ・ 監査役スタッフの人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を得る。
  - ・ 監査役スタッフの勤務評価は、監査役が行う。
- (7) 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 取締役及び使用人は、監査役から監査役監査等に必要な資料の提供及びヒアリング要請を受けた場合、速やかに応じる。
- (8) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制
- ・ 取締役及び使用人は、自己もしくは他者の職務の執行について、監査役に報告することができる。
  - ・ 職務執行に関し重大な法令・定款違反等の事実を把握したときは、監査役に報告しなければならない
  - ・ 内部通報の内容は監査役に通知し、調査結果を監査役に報告しなければならない。
  - ・ 監査役は、職務執行に関する事項など聴取することができる。

- (9) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社及びグループ会社は、使用人等が監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対する不利益な取扱いをしてはならない。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針
- ・ 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用又は債務を負担することとし、監査役は、職務の執行について生ずる費用又は債務を事前に当社に通知する。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査部門、会計監査人との間において、連携を図る。
  - ・ 監査役は、外部の専門家に相談し、助言を得ることができる。

#### 【当社における基本方針の運用状況】

当社における内部統制システムの運用状況は次のとおりです。

引き続き、内部統制システムの充実と、適切な運用に努めてまいります。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制
- ・ 「取締役会規則」や「職責権限規則」など会社の組織、職務等に必要なルールを定め、適正に職務が行われる体制を整備しました。
  - ・ e-ラーニングによるコンプライアンス研修を役員・部長用、一般社員用に内容を分けて実施するなど、コンプライアンスの浸透に取り組み、また、社内の各組織及び子会社に対して内部監査を実施しました。
  - ・ 内部通報窓口を社内外に設置し、コンプライアンス違反となる事実の発見、是正に取り組む体制を整備・運用しております。
- (2) 取締役職務の執行に関する情報の保存および管理に関する体制
- ・ 取締役会等の重要な会議の記録や取締役の意思決定に関する情報は、「文書管理規則」その他の社内規則等に基づき、保存・管理しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 「リスク管理規則」及び「リスク管理マニュアル」に基づき、当社及びグループ会社におけるリスク管理を行う体制を整備し、リスク評価結果について、経営会議及び取締役会に報告しております。
- (4) 取締役職務の執行の効率性を確保するための体制
- ・ 取締役会における合理的な判断に資するため、当社の業務執行に関する重要な事項を審議することを目的に定期的に経営会議を開催し、経営課題を審議しました。
  - ・ 日常業務のプロセスや確認ポイントを「チェックリスト」により「見える化」し、業務が正確かつ効率的に行われる体制を整備し、業務プロセスの評価を実施しました。



(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 「グループ会社管理規則」を制定し、グループ会社の業務が適正に行われる体制を整備しました。また、当社の内部監査部門により、グループ会社の内部監査を実施しました。

(6) 監査役の職務の執行のために必要な事項

- ・ 監査役の職務の執行を補助するために、「監査役スタッフ」を設置し、執行機関の使用人との兼務を禁止し、監査役が職務命令、勤務評価を行うなど、監査役スタッフの独立性を確保しております。
- ・ 内部通報があった際には、監査役に通報内容を報告する体制を整備しました。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	70,009	流動負債	128,917
現金及び預金	28,538	買掛金	758
受取手形及び売掛金	2,853	短期借入金	45,000
未収運賃	8,865	1年内返済予定の長期借入金	99
未収金	4,219	コマーシャル・ペーパー	15,000
未収消費税等	20,784	未払金	22,870
原材料及び貯蔵品	2,895	未払法人税等	19,841
その他	1,860	賞与引当金	3,850
貸倒引当金	△6	環境対策引当金	1,482
		その他	20,014
固定資産	937,534	固定負債	355,223
有形固定資産	890,773	長期借入金	340,417
建物及び構築物	745,451	環境対策引当金	60
機械装置及び運搬具	71,101	退職給付に係る負債	2,695
土地	59,120	その他の引当金	100
建設仮勘定	11,408	その他	11,949
その他	3,689		
無形固定資産	17,480	負債合計	484,141
投資その他の資産	29,279	(純資産の部)	
投資有価証券	25,252	株主資本	514,585
繰延税金資産	3,816	資本金	250,000
その他	220	資本剰余金	224,549
貸倒引当金	△8	利益剰余金	40,035
		その他の包括利益累計額	2,784
		その他有価証券評価差額金	2,844
		退職給付に係る調整累計額	△59
		非支配株主持分	6,032
		純資産合計	523,402
資産合計	1,007,543	負債・純資産合計	1,007,543

## 連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		186,234
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	130,507	
販売費及び一般管理費	8,384	138,892
営業利益		47,342
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	695	
その他	153	850
営業外費用		
支払利息	912	
支払手数料	2,705	
その他	104	3,721
経常利益		44,470
特別利益		
工事負担金等受入額	627	
鉄軌道施設受贈財産評価額	238	
特別債等分担金	3,546	
環境対策引当金戻入額	684	
その他	0	5,098
特別損失		
工事負担金等圧縮額	497	
支払補償費	176	
その他	140	815
税金等調整前当期純利益		48,753
法人税、住民税及び事業税	17,761	
法人税等調整額	△4,089	13,671
当期純利益		35,082
非支配株主に帰属する当期純利益		1,069
親会社株主に帰属する当期純利益		34,012

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	87	87	△41	133
当期変動額				
新株の発行	249,912	224,462		474,374
親会社株主に帰属する 当期純利益			34,012	34,012
連結範囲の変動			6,063	6,063
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	249,912	224,462	40,076	514,451
当期末残高	250,000	224,549	40,035	514,585

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	-	-	-	133
当期変動額					
新株の発行					474,374
親会社株主に帰属する 当期純利益					34,012
連結範囲の変動					6,063
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,844	△59	2,784	6,032	8,816
当期変動額合計	2,844	△59	2,784	6,032	523,268
当期末残高	2,844	△59	2,784	6,032	523,402

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

大阪シティバス(株)、(株)大阪メトロサービス、大阪地下街(株)、(株)ドーチカ

なお、大阪シティバス(株)、(株)大阪メトロサービス、大阪地下街(株)、(株)ドーチカは、大阪市交通局から当社への現物出資による地下鉄事業等の事業譲渡に伴い新たに支配を獲得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

### 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と一致しております。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

ただし、鉄軌道事業取替資産については取替法によっております。なお、一部の構築物及び建物等については定額法によっております。

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 鉄軌道事業における工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における建設工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の特別損失に計上した工事負担金等圧縮額のうち、工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮額は497百万円であり、収用等によるものではありません。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額	1,160,500百万円
2 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等圧縮累計額	764百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮記帳累計額は764百万円であり、収用等によるものではありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	9,376,619 株
2 配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	
該当事項はありません。	
(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの	
2019年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提	

案しております。

① 配当金の総額	8,101百万円
② 配当金の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	864円
④ 基準日	2019年3月31日
⑤ 効力発生日	2019年6月27日

(金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。一時的な余剰資金は、預金など安全性の高い金融資産で運用しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収運賃及び未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びコマーシャル・ペーパーは、既存債務の返済や設備投資等に係る資金調達であり、借入金のうち、変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理に関する規程等に従い、営業債権等について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 市場リスクの管理

投資有価証券は株式であり、定期的に時価の把握等を行っております。

#### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2を参照ください。）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	28,538	28,538	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,853	2,853	—
(3) 未収運賃	8,865	8,865	—
(4) 未収金	4,219	4,219	—
(5) 未収消費税等	20,784	20,784	—
(6) 投資有価証券	25,232	25,232	—
資産計	90,492	90,492	—
(7) 買掛金	758	758	—
(8) 短期借入金	45,000	45,000	—
(9) コマーシャル・ペーパー	15,000	15,000	—
(10) 未払金	22,870	22,870	—
(11) 未払法人税等	19,841	19,841	—
(12) 長期借入金(*)	340,517	340,520	2
負債計	443,987	443,990	2

(\*) 長期借入金に1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### (注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収運賃、(4) 未収金、(5) 未収消費税等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

#### 負債

(7) 買掛金、(8) 短期借入金、(9) コマーシャル・ペーパー、(10) 未払金、(11) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、残存期間で同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

### (注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額19百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6)投資有価証券」には含めておりません。



(賃貸等不動産に関する注記)

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは大阪府において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び賃貸商業施設等を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
20,105	73,064

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末における時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準等に基づく価額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	55,176円56銭
1株当たり当期純利益	3,627円40銭

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄軌道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(共通支配下の取引等の注記)

現物出資による大阪市交通局地下鉄事業の譲受

当社は、2018年4月1日を効力発生日として、大阪市（大阪市交通局）が運営を行っていた地下鉄事業について、現物出資により事業譲渡を受けました。

(1) 取引の概要

- ① 対象となった事業の名称及び内容  
大阪市域及びその周辺地域にわたる地下鉄事業
- ② 企業結合日  
2018年4月1日
- ③ 企業結合の法的形式  
大阪市から当社への地下鉄事業の現物出資
- ④ その他取引の概要に関する事項

「大阪市交通事業の設置等に関する条例」（昭和41年大阪市条例第60条）に基づき事業運営を行っていた大阪市交通局の地下鉄事業について、公営企業としての、予算・契約・人事といった経営上の制約から外れ、経営体質を強化し、多様な事業展開をはじめ、質の高いサービスと新たな価値創造を実現することを目的として「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例」（平成29年大阪市条例第53号）に基づき行われたものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（平成25年9月13日企業会計基準委員会）及び

企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成25年9月13日企業会計基準委員会）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

（その他の注記）

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,849	流動負債	123,473
現金及び預金	15,533	短期借入金	45,000
未収運賃	7,405	コマーシャル・ペーパー	15,000
未収金	4,465	未払金	22,122
未収消費税等	20,784	未払法人税等	18,665
貯蔵品	2,589	前受運賃	4,813
その他の流動資産	2,071	前受金	10,475
貸倒引当金	△ 0	賞与引当金	3,506
		環境対策引当金	1,482
		その他の流動負債	2,405
固定資産	924,339	固定負債	344,363
鉄軌道事業固定資産	883,885	長期借入金	340,000
建設仮勘定	11,422	退職給付引当金	2,054
投資その他の資産	29,030	環境対策引当金	60
投資有価証券	25,251	資産除去債務	1,480
関係会社株式	1,070	その他の固定負債	768
繰延税金資産	2,708		
その他の投資等	8	負債合計	467,836
貸倒引当金	△ 8	(純資産の部)	
		株主資本	506,508
		資本金	250,000
		資本剰余金	224,549
		資本準備金	224,549
		利益剰余金	31,959
		その他利益剰余金	31,959
		繰越利益剰余金	31,959
		評価・換算差額等	2,844
		その他有価証券評価差額金	2,844
		純資産合計	509,353
資産合計	977,189	負債・純資産合計	977,189

## 損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄軌道事業		
営業収益	164,533	
営業費	121,818	
営業利益		42,715
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	697	
その他	125	823
営業外費用		
支払利息	908	
支払手数料	2,705	
その他	56	3,671
経常利益		39,867
特別利益		
工事負担金等受入額	524	
鉄軌道施設受贈財産評価額	238	
特別債等分担金	3,546	
環境対策引当金戻入額	684	4,994
特別損失		
工事負担金等圧縮額	497	
その他	71	569
税引前当期純利益		44,292
法人税、住民税及び事業税	16,253	
法人税等調整額	△ 3,961	12,292
当期純利益		32,000

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		株主 資本 合計
		資本 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	87	87	△ 41	△ 41	133
当期変動額					
新株の発行	249,912	224,462			474,374
当期純利益			32,000	32,000	32,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	249,912	224,462	32,000	32,000	506,374
当期末残高	250,000	224,549	31,959	31,959	506,508

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	—	133
当期変動額		
新株の発行		474,374
当期純利益		32,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,844	2,844
当期変動額合計	2,844	509,219
当期末残高	2,844	509,353

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、鉄軌道事業取替資産については取替法によっております。また、構築物、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

（追加情報）

当社は、当事業年度より新たに退職一時金制度を採用しております。

（4）環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

（2）鉄軌道事業における工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における建設工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

なお、当会計年度の特別損失に計上した工事負担金等圧縮額のうち、工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮額は497百万円であり、収用等によるものはありません。

（3）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（4）金額の表示単位の変更

当社の計算書類に表示される科目及びその他の事項の金額は、従来、円単位で表示していましたが、事業規模が拡大したため、当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

（表示方法の変更に関する注記）

当事業年度より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）」を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産の減価償却累計額	1,113,742	百万円
2	事業用固定資産の内訳		
	有形固定資産	867,046	百万円
	土地	57,936	百万円
	建物	101,511	百万円
	構築物	633,529	百万円
	車両	41,909	百万円
	機械装置	28,788	百万円
	その他	3,370	百万円
	無形固定資産	16,838	百万円
3	偶発債務		
	併存的債務引受による連帯債務	127	百万円
4	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	1,010	百万円
	短期金銭債務	925	百万円
5	固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等圧縮累計額	497	百万円
	なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）		
	による圧縮記帳累計額は497百万円であり、収用等によるものではありません。		



(損益計算書に関する注記)

1 営業費の内訳

運送営業費	68,691	百万円
一般管理費	6,352	百万円
諸税	4,373	百万円
減価償却費	42,401	百万円

2 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,782	百万円
営業費用	1,975	百万円
営業取引以外の取引による取引高	5	百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は未払事業税であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	大阪市	(被所有)直接100%	特別債等分担金受入等	第三者割当増資	474,374	資本金	249,912
				特別債等分担金の受入額	2,273	資本準備金	224,462
						—	—

(注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 第三者割当増資については、2018年4月に大阪市を割当先として行ったものであり、大阪市交通局が運営する地下鉄事業の現物出資を受けたものであります。

(2) 特別債等分担金の受入については、大阪市と締結した協定書に基づき、特別債等の繰上償還時点で未交付の金額を分担金として受け入れているものであります。

2 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	中村 和浩	—	当社取締役、(株)スルッとKANSAI代表取締役	交通系ICカードによる運賃精算の受入	56,942	未収運賃	4,953

(注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等相当額を含めております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 交通系ICカードによる運賃精算の受入については、(株)スルッとKANSAIにおいて、交通系ICカード利用に伴う乗車料金等の精算業務を一元的に行っているものであり、当社利用実績にもとづく乗車料金を受け入れているものであります。

3 (株)スルッとKANSAIとの取引は、いわゆる第三者のための取引であります。

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄軌道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	54,321円60銭
1株当たり当期純利益	3,412円75銭

(共通支配下の取引等の注記)

1 現物出資による大阪市交通局地下鉄事業の譲受

当社は、2018年4月1日に大阪市より交通局の営む地下鉄事業を現物出資により譲り受けております。

詳細につきましては連結注記表の（共通支配下の取引等の注記）に記載の通りであります。

2 (株)大阪メトロサービスへの広告掲出事業の吸収分割

当社は、2019年1月1日を効力発生日として、当社の広告掲出事業を、当社の連結子会社である(株)大阪メトロサービスに承継させる吸収分割（以下、「本件分割」）を実施いたしました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及び内容

当社の駅や車両の広告媒体・スペースにより広告代理店等から広告料を得る広告掲出事業

② 会社分割日

2019年1月1日

③ 会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社とし、(株)大阪メトロサービスを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

④ その他取引の概要に関する事項

広告掲出事業を当社グループの成長を牽引する事業とするため事業を統合し、事業基盤の再構築、事業領域の拡大を強力に推進することにより、当社グループの持続的な成長と企業価値の最大化を目的としております。

本件分割に際し、当社が(株)大阪メトロサービスに承継させる権利義務は、広告掲出事業に関して効力発生日時点で当社が有する権利義務としております。なお、承継する債務については、全て併存的債務引受の方法によっております。

(2) 実施した会計処理の概要

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（平成25年9月13日企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成25年9月13日企業会計基準委員会）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

大阪市高速電気軌道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 重 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪市高速電気軌道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

大阪市高速電気軌道株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 礼 治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 重 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

大阪市高速電気軌道株式会社 監査役会

常勤監査役 京 極 務 ⑩

社外監査役 小 川 泰 彦 ⑩

社外監査役 山 口 利 昭 ⑩